

報道資料

令和4年 12 月 26 日(月)

福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 担当:馬場・野坂
電話:0742-27-8653(ダイヤルイン)内線:3110、3111

新型コロナウイルス感染症の院内感染事案（クラスター事案）の発生について （医療法人弘生会 関屋病院第2報(最終報)）

医療法人弘生会 関屋病院において、これまでに入院患者4名 職員5名 計9名の感染が判明しました。感染状況から、入院病棟Aにおいて院内感染が、入院病棟Bにおいて院内感染(クラスター)が発生したと考えられます。

これを受け、当該医療機関では病棟の職員及び入院患者に健康観察を行ってきましたが、健康観察期間が終了し、新たな感染者の発生は確認されていないことから、院内感染事案は終結し、12月23日から医療法人弘生会 関屋病院はすべての病院機能を再開しています。

感染拡大の原因は、感染者の早期発見および感染防御策の徹底が不十分であったことと推定しています。

当該医療機関では改めて職員の感染防御策の徹底（手指消毒、マスク着用、PPE（個人用防護具）着用）および職員・患者への健康管理の徹底を行うなどの再発防止策を講じたところです。

1 発生場所

医療法人弘生会 関屋病院（所在地 香芝市関屋北5-11-1）

2 感染者の概要(合計9名)

・経緯:入院病棟A 12月7日に1例の感染を確認。その濃厚接触者等の検査結果から1例の感染を確認。

入院病棟B 12月5日に1例の感染を確認。その濃厚接触者等の検査結果から6例の感染を確認。

・感染者内訳:入院患者4名、職員5名

20代1名、30代1名、50代3名、70代3名、90代1名

	入院病棟A	入院病棟B
入院患者	1名	3名
看護師	1名	2名
准看護師	—	1名
介護福祉士	—	1名
合計	2名	7名

※第1報(12月15日)以降、新たな感染は判明していません。

3 県の対応

- ・入院患者の健康観察の徹底と発熱等患者発見時の早期検査実施を指示
- ・職員の日常生活を含めての感染対策の徹底を指示

4 病院の対応(12月26日0時時点)

- ・関係箇所の消毒実施
- ・入院病棟Aの新規入院を休止（12月7日～12月21日）
- ・入院病棟Bの新規入院を休止（12月8日～12月22日）

感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。また、関係者等への取材はご遠慮ください。